

第3次行革プランの変更（案）について

○ 財政フレーム	1
○ 組織（その他の組織）	9
○ 給与（特別職、一般職）	10
○ 仕事と生活の調和	13
○ 投資事業	14
○ 病院局	16
○ 公社等（総括）	17
○ 公社等（兵庫県道路公社）	18

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																										
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	<p>(1) 試算の前提条件</p> <p>① 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年1月公表）のうち「中期財政計画」を踏まえた経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="460 443 1558 520"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>2.5</td> <td>3.3</td> <td>3.4</td> <td>3.8</td> <td>3.4</td> <td>3.5</td> <td>3.6</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。</p> <p>[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移（直近5カ年（平成20～24年度））] (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="492 701 1341 869"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H20～H24平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国 A</td> <td>97.3</td> <td>96.8</td> <td>101.3</td> <td>98.6</td> <td>99.8</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 B</td> <td>99.7</td> <td>94.1</td> <td>103.7</td> <td>98.8</td> <td>99.2</td> <td>99.1</td> </tr> <tr> <td>乖離 B/A</td> <td>1.025</td> <td>0.972</td> <td>1.023</td> <td>1.002</td> <td>0.994</td> <td>1.003</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 歳入</p> <p>ア 県税等 平成25年度年間見込及び平成26年度地方財政対策を踏まえた平成26年度当初予算をもとに平成27年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値（1.1）を用いて算定 (ア) 所得課税・消費課税税目：前年度年間見込額×経済成長率×1.1（弾性値） (イ) 上記以外：前年度年間見込額×経済成長率 ※地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定 ・平成26年4月1日からの税率改定 1.0%→1.7% ・平成27年10月1日からの税率改定 1.7%→2.2%</p> <p>イ 交付税 平成25年度算定をもとに、下記により算定 (ア) 基準財政収入額 a 平成25年度：算定額 b 平成26年度：当初予算見込額 c 平成27～30年度：前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算 d 地方消費税率の改定に伴う増収額：100%を算入 (イ) 基準財政需要額 a 公債費：毎年度の所要額を算定 b 公債費以外 (a) 平成25年度：平成25年度算定額 (b) 平成26年度：当初予算見込額 (c) 平成27年度：国の「中期財政計画」期間中であることを踏まえ、平成26年度と同額 (d) 平成28年度～：平成27年度見込額に毎年度1.8%（人件費のベア及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率）を乗じて試算 ・人件費ベア 0.7% ・社会保障関係費 1.1%</p>	区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目経済成長率	2.5	3.3	3.4	3.8	3.4	3.5	3.6	3.6	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H20～H24平均	全 国 A	97.3	96.8	101.3	98.6	99.8	98.8	兵庫県 B	99.7	94.1	103.7	98.8	99.2	99.1	乖離 B/A	1.025	0.972	1.023	1.002	0.994	1.003	<p>(1) 試算の前提条件</p> <p>① 経済成長率 「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年2月公表）のうち「中期財政計画」を踏まえた経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1638 443 2632 520"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.7</td> <td>2.7</td> <td>3.3</td> <td>3.1</td> <td>3.9</td> <td>3.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。</p> <p>[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移（直近5カ年（平成21～25年度））] (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1670 701 2496 869"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H21～H25平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国 A</td> <td>96.8</td> <td>101.3</td> <td>98.7</td> <td>100.1</td> <td>101.8</td> <td>99.8</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 B</td> <td>94.1</td> <td>103.7</td> <td>98.9</td> <td>99.6</td> <td>100.2</td> <td>99.3</td> </tr> <tr> <td>乖離 B/A</td> <td>0.972</td> <td>1.024</td> <td>1.002</td> <td>0.995</td> <td>0.984</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 歳入</p> <p>ア 県税等 平成26年度年間見込及び平成27年度地方財政対策を踏まえた平成27年度当初予算をもとに平成28年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値（1.1）を用いて算定 (ア) 所得課税・消費課税税目：前年度年間見込額×経済成長率×1.1（弾性値） (イ) 上記以外：前年度年間見込額×経済成長率 ※地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定 ・平成29年4月1日からの税率改定 1.7%→2.2%</p> <p>イ 交付税 平成26年度算定をもとに、下記により算定 (ア) 基準財政収入額 a 平成26年度：算定額 b 平成27年度：当初予算見込額 c 平成28～30年度：前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算 d 地方消費税率の改定に伴う増収額：100%を算入 (イ) 基準財政需要額 a 公債費：毎年度の所要額を算定 b 公債費以外 (a) 平成26年度：平成26年度算定額 (b) 平成27年度：当初予算見込額 (c) 平成28年度～：平成27年度見込額に毎年度1.8%（人件費のベア及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率）を乗じて試算 ・人件費ベア 0.7% ・社会保障関係費 1.1%</p>	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目経済成長率	1.7	2.7	3.3	3.1	3.9	3.5	3.6	区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H21～H25平均	全 国 A	96.8	101.3	98.7	100.1	101.8	99.8	兵庫県 B	94.1	103.7	98.9	99.6	100.2	99.3	乖離 B/A	0.972	1.024	1.002	0.995	0.984	0.996
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																				
名目経済成長率	2.5	3.3	3.4	3.8	3.4	3.5	3.6	3.6																																																																																				
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H20～H24平均																																																																																						
全 国 A	97.3	96.8	101.3	98.6	99.8	98.8																																																																																						
兵庫県 B	99.7	94.1	103.7	98.8	99.2	99.1																																																																																						
乖離 B/A	1.025	0.972	1.023	1.002	0.994	1.003																																																																																						
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																					
名目経済成長率	1.7	2.7	3.3	3.1	3.9	3.5	3.6																																																																																					
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H21～H25平均																																																																																						
全 国 A	96.8	101.3	98.7	100.1	101.8	99.8																																																																																						
兵庫県 B	94.1	103.7	98.9	99.6	100.2	99.3																																																																																						
乖離 B/A	0.972	1.024	1.002	0.995	0.984	0.996																																																																																						

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																						
<p>5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)</p>	<p>c 消費税率引き上げに対する対応 (a) 平成26年度分 平成26年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上 (b) 平成27年度以降 ・地方消費税率の改定に伴う増収相当額を、社会保障関係費（国制度分）の充実分等として平成27年度以降の需要額に全額加算 ・消費税率の改定に伴う地方交付税の増収相当額を、県単独の社会保障関係費の充実分等として平成27年度以降の需要額に全額加算</p> <p>[参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合（見込） [対象年度ベース]</p> <table border="1" data-bbox="611 667 1380 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.7%引き上げ分</td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td></td> <td>5%</td> <td>75%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 歳出 ア 人件費 (ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映 (イ) 給 与：平成26年度当初予算をもとに試算</p> <p>(ウ) ベ ア：「中期財政計画」期間の平成27年度までは見込まず。平成28年度以降は、経済成長率の概ね1/3とした率で算定 (エ) 定期昇給：平成26年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定 (オ) 退職手当：平成26年度当初予算時における今後の定年及び勸奨退職者の見込数をもとに算定 ※退職手当の支給水準の引き下げ時期の改正を反映 ～平成26年3月末 98/100、～平成27年3月末 92/100、 平成27年4月以降 87/100</p> <p>イ 公債費 平成24年度発行実績及び平成25年度年間発行見込に基づく公債費見込額 平成26年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上 発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年1月公表）における経済再生ケースの名目長期金利</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="507 1598 1570 1682"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>2.1</td> <td>2.4</td> <td>2.8</td> <td>3.3</td> <td>3.7</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H26	H27	H28	H29	0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	0.5%引き上げ分		5%	75%	100%	区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目長期金利	0.7	1.0	2.1	2.4	2.8	3.3	3.7	4.0	<p>c 消費税率引き上げに対する対応 (a) 平成27年度分 平成27年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上 (b) 平成28年度以降 平成27年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充実分の伸び率を乗じて試算 (伸び率（財務省試算） H28:100%、H29:170.4%、H30:121.7%)</p> <p>[参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合（見込） [対象年度ベース]</p> <table border="1" data-bbox="1798 667 2763 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.7%引き上げ分</td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>0.5%引き上げ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 歳出 ア 人件費 (ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映 (イ) 給 与：平成27年度当初予算をもとに試算 給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小 (ウ) ベ ア：平成28年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定 (エ) 定期昇給：平成27年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定 (オ) 退職手当：平成27年度当初予算時における今後の定年及び勸奨退職者の見込数をもとに算定</p> <p>イ 公債費 平成25年度発行実績及び平成26年度年間発行見込に基づく公債費見込額 平成27年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上 発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年2月公表）における経済再生ケースの名目長期金利</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1700 1598 2665 1682"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>発行年限：超長期債から10年債へ発行額を500億円振り替え、金利を低減 (毎年5億円程度)</p>	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%	0.5%引き上げ分				30%	95%	100%	区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	名目長期金利	0.4	1.2	1.8	2.3	3.0	3.5	4.0
区 分	H26	H27	H28	H29																																																																				
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%																																																																				
0.5%引き上げ分		5%	75%	100%																																																																				
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																
名目長期金利	0.7	1.0	2.1	2.4	2.8	3.3	3.7	4.0																																																																
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																		
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%																																																																		
0.5%引き上げ分				30%	95%	100%																																																																		
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																	
名目長期金利	0.4	1.2	1.8	2.3	3.0	3.5	4.0																																																																	

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後															
<p>5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)</p>	<p>ウ 行政経費 (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額 (イ) 所要額を個別に算定する事業 a 社会保障関係費 (a) 平成26年度 : 当初予算額を計上 平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上 本県増収分と歳出増分の差額は、既存の社会保障関係費の自然増に充当されるものとして見込 (b) 平成27年度以降: (i) 国制度充実分 本県増収額の9割相当が社会保障制度(国制度分)の充実分、1割相当が自然増に充当されるとして歳出計上 (ii) 地方単独分 ・国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充分 平成26年度の本県見込額を基本に、平成27年度以降は財政フレームで見込む地方消費税収の伸び相当を加算 ・消費税率引き上げに伴う負担増分等 財政フレームで見込む地方消費税収の伸び相当を加算。そのうち9割相当は、消費税率引き上げに伴う負担増分に、1割相当は社会保障関係費の自然増分に充当されるとして歳出計上 b その他の個別算定事業 平成26年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算 (ウ) その他の行政経費 平成26年度当初予算と同額</p> <p>エ 投資的経費 (ア) 平成26年度から平成30年度までの通常事業費は、平成25年度の通常事業費総額の水準に地方財政計画の投資的経費の水準との乖離率を乗じた事業費を基本額とし、これに平成26年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。 (イ) 平成27年度以降は、原則として平成26年度と同額とする。 (ウ) 通常事業費 a 国庫補助事業 (国庫補助事業の基本額) × (平成26年度地方財政計画の伸び) = 1,000億円(注1) × 101.9% = 1,019億円 ≒ 1,020億円 b 県単独事業 (県単独事業の基本額) × (平成26年度地方財政計画の伸び) = 590億円(注2) × 95.2% = 561億円 ≒ 560億円</p> <p>(注1) 国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む) 1,590億円(※1) × 63%(※2) = 1,002億円 ≒ 1,000億円</p>	<p>ウ 行政経費 (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額 (イ) 所要額を個別に算定する事業 a 社会保障関係費(国制度充実分) (a) 平成27年度 : 当初予算額を計上 平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上 (b) 平成28年度以降: 平成27年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算</p> <p>[参考] 地方消費税増収分の使途(国・地方)</p> <table border="1" data-bbox="1804 814 2665 919"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障関係費の充実</td> <td>1.35兆円</td> <td>1.35兆円</td> <td>2.3兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> <tr> <td>対前年度の伸び率</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>170.4%</td> <td>121.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(財務省資料)</p> <p>b その他の社会保障関係費及び個別算定事業 平成27年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算 (ウ) 施設維持費等その他の行政経費 平成27年度当初予算と同額</p> <p>エ 投資的経費 (ア) 平成27年度から平成30年度までの通常事業費は、平成26年度の通常事業費を基本額とし、これに平成27年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。 (イ) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。 (ウ) 通常事業費 事業費 = (通常事業費) × (H27地財計画の投資水準の伸び率) 国庫補助事業費 = 1,020億円 × 99.1% = 1,010億円 県単独事業費 = 560億円 × 99.0% = 555億円</p> <p>※H28以降 原則としてH27と同額</p>	区 分	H27	H28	H29	H30	社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円	対前年度の伸び率	—	100%	170.4%	121.7%
区 分	H27	H28	H29	H30													
社会保障関係費の充実	1.35兆円	1.35兆円	2.3兆円	2.8兆円													
対前年度の伸び率	—	100%	170.4%	121.7%													

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																																																									
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	<p>(注2) 県単独事業 $1,590\text{億円}(\text{※1}) \times 37\%(\text{※2}) = 588\text{億円} \div 590\text{億円}$</p> <p>※1 投資事業総額の基本額：1,590億円 $1,543\text{億円}(\text{平成25年度通常事業費}) \times 1.03(\text{注3}) = 1,589\text{億円} \div 1,590\text{億円}$ (注3) 地方財政計画の投資的経費の水準と本県通常事業費総額の水準との乖離率</p> <p>※2 本県通常事業費における国庫補助事業及び県単独事業の直近3年間（平成22～24年度）の平均シェア（補助事業：単独事業 = 63%：37%）</p> <p>(エ) 別枠加算分 a 災害関連等事業 台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <p>b 緊急防災・減災事業費 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成26～28年度：100億円/年）</p> <p>c 地域の元気臨時交付金事業 地域の元気臨時交付金を活用し実施する公共施設の改修事業等にかかる所要額</p> <p>[各年度の投資事業費総額]</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H26～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助事業</td> <td>通常事業費</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,059</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>5,139</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県単独事業</td> <td>通常事業費</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>地域の元気臨時交付金事業</td> <td>74</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>734</td> <td>660</td> <td>660</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>3,174</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,793</td> <td>1,680</td> <td>1,680</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>8,313</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計	国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100	災害関連等事業	39					39	小計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139	県単独事業	通常事業費	560	560	560	560	560	2,800	緊急防災・減災事業	100	100	100			300	地域の元気臨時交付金事業	74					74	小計	734	660	660	560	560	3,174	合計	1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313	<p>(エ) 別枠加算分 a 災害関連等事業 台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p> <p>b 緊急防災・減災事業費 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成27～28年度：100億円/年）</p> <p>c 山地防災・土砂災害対策事業 平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組み拡充の所要額 (平成27～30年度：25億円/年)</p> <p>[各年度の投資事業費総額]</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助事業</td> <td>通常事業費</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,059</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,089</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県単独事業</td> <td>通常事業費</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>2,220</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>680</td> <td>680</td> <td>580</td> <td>580</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,739</td> <td>1,690</td> <td>1,590</td> <td>1,590</td> <td>6,609</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	国庫補助事業	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040	災害関連等事業	49				49	小計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089	県単独事業	通常事業費	555	555	555	555	2,220	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	小計	680	680	580	580	2,520	合計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609
区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計																																																																																																																					
国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100																																																																																																																				
	災害関連等事業	39					39																																																																																																																				
	小計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139																																																																																																																				
県単独事業	通常事業費	560	560	560	560	560	2,800																																																																																																																				
	緊急防災・減災事業	100	100	100			300																																																																																																																				
	地域の元気臨時交付金事業	74					74																																																																																																																				
	小計	734	660	660	560	560	3,174																																																																																																																				
合計	1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313																																																																																																																					
区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																																																																																						
国庫補助事業	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040																																																																																																																					
	災害関連等事業	49				49																																																																																																																					
	小計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089																																																																																																																					
県単独事業	通常事業費	555	555	555	555	2,220																																																																																																																					
	緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																																																																					
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																																																																					
	小計	680	680	580	580	2,520																																																																																																																					
合計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609																																																																																																																						

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行						変 更 後							
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	(2) 第3次行革プランで追加する歳出歳入対策 (単位：億円)						(2) 第3次行革プランで追加する歳出歳入対策 (単位：億円)							
	区 分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	説 明	区 分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	説 明
	歳出対策 A	36 (20)	44 (28)	49 (33)	54 (37)	183 (118)		歳出対策 A	36 (20)	44 (28)	49 (33)	54 (37)	183 (118)	
	個別事業の見直し	26 (10)	29 (13)	29 (13)	30 (13)	114 (49)	老人医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業等	個別事業の見直し	26 (10)	29 (13)	29 (13)	30 (13)	114 (49)	老人医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業等
	一般事業枠のシーリング削減	10 (10)	15 (15)	20 (20)	24 (24)	69 (69)	一般事業費等（施設維持費を除く）を対前年度比で10%削減（H26～H30）し、その1/2を新規事業枠として確保することにより、実質的に5%削減	一般事業枠のシーリング削減	10 (10)	15 (15)	20 (20)	24 (24)	69 (69)	一般事業費等（施設維持費を除く）を対前年度比で10%削減（H26～H30）し、その1/2を新規事業枠として確保することにより、実質的に5%削減
	歳入対策 B	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	16 (16)		歳入対策 B	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	16 (16)	
	県税収入の確保	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	徴収歩合を全国平均以上にすることに加え、収入未済額を更に縮減	県税収入の確保	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	徴収歩合を全国平均以上にすることに加え、収入未済額を更に縮減
	債権回収の推進	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	債権管理推進本部を設置し、特定債権等の回収・整理を推進	債権回収の推進	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	債権管理推進本部を設置し、特定債権等の回収・整理を推進
	合 計 A+B	40 (24)	48 (32)	53 (37)	58 (41)	199 (134)		合 計 A+B	40 (24)	48 (32)	53 (37)	58 (41)	199 (134)	
	※1 () は一般財源 ※2 県税収入については、既に各年度5億円を歳入対策として織り込んでおり、これをあわせると7億円となる。 ※3 平成26年度の効果額は、平成26年度当初予算において歳出対策に織り込んでいる。						※1 () は一般財源 ※2 県税収入については、既に各年度5億円を歳入対策として織り込んでおり、これをあわせると7億円となる。 ※3 平成26年度の効果額は、平成26年度当初予算において歳出対策に織り込んでいる。							
(3) 財源対策						(3) 財源対策								
ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行 ただし、県債残高を抑制する観点から、平成27年度以降の行革推進債の発行額は、平成26年度並の200億円を上限 イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用						ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行 ただし、県債残高を抑制する観点から、平成28年度以降の行革推進債の発行額は、平成27年度並の200億円を上限 イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用								

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行							変 更 後								
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	(4) 財政運営の目標							(4) 財政運営の目標								
	(単位:億円、%)							(単位:億円、%)								
	区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標	区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標
		H25	H26	H27	H28	H29	H30			H25	H26	H27	H28	H29	H30	
	収 支 均 衡	-	-	-	-	-	15	収支均衡 (歳出歳入対策後) 【改革期間後半】	収 支 均 衡	-	-	-	-	-	25	収支均衡 (歳出歳入対策後) 【改革期間後半】
	プ ラ イ マ リ ー パ ラ ン ス	607	807	1,149	1,309	1,549	1,738	黒字 【毎年度】	プ ラ イ マ リ ー パ ラ ン ス <small>(臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)</small>	942	618	772	1,126	1,419	1,612	黒字 【毎年度】
	実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	(20.5%) 17.0%	(20.8%) 17.3%	20.7%	19.4%	17.6%	17.1%	18%水準 【H30】	実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	(20.1%) 16.6%	(20.1%) 16.5%	20.9%	19.8%	17.9%	17.1%	18%水準 【H30】
	財 政 運 営 の 目 標	93.8%	91.3%	89.0%	85.7%	82.3%	78.6%	H19の80%水準 【H30】	財 政 運 営 の 目 標	91.9%	90.5%	88.4%	85.9%	82.3%	78.2%	H19の80%水準 【H30】
	県 債 残 高								県 債 残 高 <small>(臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)</small>							
	将 来 負 担 比 率	274.6%	282.0%	267.8%	252.5%	238.7%	227.7%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】	将 来 負 担 比 率 <small>(震災関連県債残高 除き)</small>	268.1%	275.7%	273.1%	265.0%	249.3%	233.9%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】
県 債 管 理 基 金 活 用 金 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】	県 債 管 理 基 金 活 用 金 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】	
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	(36.4%) 10.4%	43.9%	45.2%	42.4%	37.2%	28.1%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】	県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	(34.7%) 9.0%	41.1%	45.1%	43.9%	40.3%	31.6%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】	
経 常 収 支 比 率	98.0%	97.0%	96.1%	96.3%	95.0%	93.8%	90%水準 【H30】	経 常 収 支 比 率	97.3%	96.5%	96.3%	96.3%	95.0%	93.5%	90%水準 【H30】	
※1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。							※1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。									
※2 臨時財政対策債の発行に伴う公債費や、消費税率引き上げに伴う社会保障制度の充実等による経常的経費の増加が、経常収支比率を上昇させる要因となっている。							※2 経常収支比率は、臨時財政対策債の償還に係る公債費や社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向にある。									

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目		変更後																参考	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	20~30計	31年度	32年度	
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	(5) 財政フレーム（事業費ベース）	(単位:億円)																	
	区 分																		
	県 税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	40,225	7,320	7,965	8,155	8,620	9,400	41,460	81,685	9,760	10,140	
	地方消費税率改定分									205	775	795	1,000	1,440	4,215	4,215	1,525	1,585	
	地方交付税等	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	28,110	4,655	4,260	4,345	4,535	4,520	22,315	50,425	4,340	4,210	
	国庫支出金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	13,125	1,715	1,685	1,680	1,720	1,770	8,570	21,695	1,770	1,775	
	特定財源	3,920	4,090	5,870	5,980	5,400	4,340	4,200	29,880	3,485	3,685	3,640	3,820	3,700	18,330	48,210	3,730	3,700	
	起債	1,170	1,040	1,285	1,020	1,000	1,230	910	6,485	935	850	830	730	730	4,075	10,560	730	730	
	その他の一般財源	340	310	330	300	240	200	250	1,630	200	215	250	250	250	1,165	2,795	250	250	
	歳入計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	119,455	18,310	18,660	18,900	19,675	20,370	95,915	215,370	20,580	20,805	
	人件費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	34,270	5,425	5,335	5,330	5,355	5,410	26,855	61,125	5,445	5,495	
	公債費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	16,300	2,900	2,820	2,945	3,040	3,140	14,845	31,145	3,195	3,245	
	臨時財政対策債分	165	200	230	300	335	360	360	1,785	450	530	585	655	745	2,965	4,750	825	920	
	その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	14,515	2,450	2,290	2,360	2,385	2,395	11,880	26,395	2,370	2,325	
	県 税 交 付 金	2,070	1,970	990	870	830	840	930	6,430	1,005	1,345	1,350	1,475	1,730	6,905	13,335	1,810	1,875	
	地方消費税率改定分									105	390	400	500	720	2,115	2,115	765	795	
	行政経費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	53,155	7,580	7,850	7,905	8,355	40,165	93,320	8,505	8,555	
		特財	3,400	3,720	5,340	5,620	5,210	4,170	3,775	27,835	3,220	3,385	3,315	3,520	3,445	16,885	44,720	3,445	3,450
	社会保障の充実分等	総額									80	445	445	700	830	2,500	2,500	830	830
		起債																	
	投資的経費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	14,030	1,890	1,740	1,690	1,590	1,590	8,500	22,530	1,590	1,590
		起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	6,460	935	850	830	730	730	4,075	10,535	730	730
	補助事業	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255	8,425	1,020	1,060	1,010	1,010	1,010	5,110	13,535	1,010	1,010
		起債	500	470	720	600	570	820	555	3,735	450	455	435	435	435	2,210	5,945	435	435
	単独事業	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895	5,605	870	680	680	580	580	3,390	8,995	580	580
		起債	670	570	540	420	440	410	355	2,735	485	395	395	295	295	1,865	4,600	295	295
	新規事業枠分		0	(10)	(20)	(30)	(30)	(30)	(30)	(150)	(35)	(35)	(35)	(35)	(35)	(175)	(325)	(35)	(35)
歳出計 B		20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590	124,180	18,800	19,090	19,220	19,815	20,345	97,270	221,450	20,545	20,760	
収支不足額 A - B C		△ 1,280	△ 1,105	△ 850	△ 755	△ 770	△ 650	△ 610	△ 4,740	△ 490	△ 430	△ 320	△ 140	25	△ 1,355	△ 6,095	35	45	
財源対策額 E + F + G D		1,280	1,105	850	755	770	650	610	4,740	490	430	320	140	0	1,380	6,120	0	0	
退職手当債の発行 E		370	430	300	250	250	250	200	1,680	200	200	0	0	0	400	2,080	0	0	
行革推進債の発行 F		290	350	240	250	250	100	170	1,360	125	200	200	140	0	665	2,025	0	0	
県債管理基金の活用 G		620	325	310	255	270	300	240	1,700	165	30	120	0	0	315	2,015	0	0	
最終収支 C + D H		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	35	45	

※1 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上
 ※2 災害復旧事業は除く
 ※3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある
 ※4 平成25~26年度の歳入の起債欄及び投資的経費・単独事業の起債欄には、地域の元元臨時交付金を含む
 ※5 新規事業枠分の()書きは行政経費の内数

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	変更後																参 考	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	30-19	31年度	32年度	
5 平成30年度までの財政フレーム (P6-P14)	【財政運営目標等の見通し】																(単位:億円)	
	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	30-19	31年度	32年度
	プライマリーバランス	△ 226	40	236	809	682	696	942	—	618	772	1,126	1,419	1,612	—	1,838	1,556	1,514
	実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	(19.5)	(19.4)	(20.1)	—	(20.1)	20.9	19.8	17.9	17.1	—	△ 1.8	17.8	17.3
	震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.9	11.3	—	11.7	15.0	15.2	14.2	14.8	—	△ 0.2	14.9	15.8
	実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	(20.5)	(19.5)	(19.6)	—	(19.8)	(20.4)	(20.3)	19.5	18.3	—	△ 1.9	17.6	17.4
	震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.8	11.7	—	11.3	12.7	14.0	14.8	14.7	—	1.5	14.6	15.1
	県債発行額	1,883	1,853	1,790	1,495	1,608	1,520	1,260	—	1,260	1,252	1,029	869	729	—	△ 1,154	729	729
	県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825	—	40,827	41,202	41,320	40,995	40,352	—	6,760	39,756	39,196
	臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	30,855	—	30,406	29,707	28,854	27,646	26,280	—	△ 7,312	25,011	23,829
	県債残高(震災分)	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	—	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	—	△ 4,831	3,250	2,881
	県債残高(臨財債除き) / 標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	—	2.9	2.8	2.7	2.5	2.3	—	△ 0.7	2.2	2.1
	将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	—	347.5	338.8	323.7	301.1	277.0	—	△ 84.7	264.1	250.4
	震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1	—	275.7	273.1	265.0	249.3	233.9	—	△ 38.4	222.4	212.2
	県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	(3,040)	(3,477)	(4,090)	—	3,753	3,458	3,559	4,012	4,795	—	2,928	5,255	5,986
	県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358	—	1,374	1,319	1,470	1,529	1,484	—	614	1,566	1,552
	県債管理基金取崩額	465	250	249	91	186	271	239	—	168	30	120			—	△ 465		
	県債管理基金積立不足率 %	58.5	59.8	65.2	53.2	(48.4)	(44.8)	(34.7)	—	41.1	45.1	43.9	40.3	31.6	—	△ 26.9	19.9	15.9
	経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3	—	96.5	96.3	96.3	95.0	93.5	—	△ 10.0	93.5	93.6
	震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4	—	90.9	90.6	91.0	90.2	89.1	—	△ 7.2	89.1	89.6

※1 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる
 ※2 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(1) 組織 ウ. その他の組織 (P21)</p>	<p>2 警察 (1) 警察本部 治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。 ・科学捜査支援センターの新設（平成26年度） ・姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター（仮称）の設置（平成27年度予定）</p>	<p>2 警察 (1) 警察本部 治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。 ・（略） ・姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター（仮称）の設置（平成28年度予定）</p>

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																																																																																		
(2) 定員・給与等 イ. 給与 (P25-26)	<p>1 特別職 行財政構造改革の趣旨と特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、次の抑制措置を実施する。</p> <p>(1) 給料の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△5%</td> <td>△15%</td> <td>△20%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△5%</td> <td>△10%</td> <td>△15%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△5%</td> <td>△ 5%</td> <td>△10%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△5%</td> <td>△ 2%</td> <td>△ 7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△5%</td> <td>△30%</td> <td>△35%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△5%</td> <td>△28%</td> <td>△33%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△5%</td> <td>△26%</td> <td>△31%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△5%</td> <td>△25%</td> <td>△30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 退職手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△25%</td> <td>△5%</td> <td>△30%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△25%</td> <td>△5%</td> <td>△30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 特別職・議員の年収削減の状況（平成19年度との比較） [特別職]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">削減額</th> <th colspan="2">年収</th> </tr> <tr> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> <th>H19年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△125万円</td> <td>△491万円</td> <td>△63万円</td> <td>△679万円</td> <td>2,614万円</td> <td>1,935万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>△107万円</td> <td>△304万円</td> <td>△51万円</td> <td>△462万円</td> <td>2,058万円</td> <td>1,596万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[議 員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">削減額</th> <th colspan="2">年収</th> </tr> <tr> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> <th>H19年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>△81万円(△5%)</td> <td>△48万円(△5%)</td> <td>△54万円</td> <td>△183万円</td> <td>1,567万円</td> <td>1,384万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	△5%	△15%	△20%	副 知 事	△5%	△10%	△15%	教育長等	△5%	△ 5%	△10%	防災監等	△5%	△ 2%	△ 7%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	△5%	△30%	△35%	副 知 事	△5%	△28%	△33%	教育長等	△5%	△26%	△31%	防災監等	△5%	△25%	△30%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	△25%	△5%	△30%	副 知 事	△25%	△5%	△30%	区 分	削減額			年収		答申による削減額	行革による削減額	平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	H19年度	H25年度	知 事	△125万円	△491万円	△63万円	△679万円	2,614万円	1,935万円	副知事	△107万円	△304万円	△51万円	△462万円	2,058万円	1,596万円	区 分	削減額			年収		答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	H19年度	H25年度	議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△54万円	△183万円	1,567万円	1,384万円	<p>1 特別職 行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の中期財政計画の動向を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。</p> <p>(1) 給料の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△5%</td> <td>△12%</td> <td>△17%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△5%</td> <td>△ 8%</td> <td>△13%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△5%</td> <td>△ 4%</td> <td>△ 9%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△5%</td> <td>△1.6%</td> <td>△6.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による見直し</th> <th>行革による減額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△5%</td> <td>△25%</td> <td>△30%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>△5%</td> <td>△23%</td> <td>△28%</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>△5%</td> <td>△21%</td> <td>△26%</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>△5%</td> <td>△20%</td> <td>△25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 退職手当の減額 (略)</p> <p>(参考) 平成27年度特別職・議員の年収削減の状況（平成19年度との比較） [特別職]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>答申による削減額</th> <th>行革による削減額</th> <th>人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△125万円</td> <td>△403万円</td> <td>△41万円</td> <td>△569万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>△107万円</td> <td>△252万円</td> <td>△33万円</td> <td>△392万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期末手当 H21: △0.25月 H22: △0.15月 H26: +0.15月</p> <p>[議 員]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>答申による削減額(率)</th> <th>行革による削減額(率)</th> <th>人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 員</td> <td>△81万円(△5%)</td> <td>△48万円(△5%)</td> <td>△35万円</td> <td>△164万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期末手当 特別職と同じ</p>	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	△5%	△12%	△17%	副 知 事	△5%	△ 8%	△13%	教育長等	△5%	△ 4%	△ 9%	防災監等	△5%	△1.6%	△6.6%	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計	知 事	△5%	△25%	△30%	副 知 事	△5%	△23%	△28%	教育長等	△5%	△21%	△26%	防災監等	△5%	△20%	△25%	区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	知 事	△125万円	△403万円	△41万円	△569万円	副知事	△107万円	△252万円	△33万円	△392万円	区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△35万円	△164万円
	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																																																
	知 事	△5%	△15%	△20%																																																																																																																																																																
	副 知 事	△5%	△10%	△15%																																																																																																																																																																
	教育長等	△5%	△ 5%	△10%																																																																																																																																																																
	防災監等	△5%	△ 2%	△ 7%																																																																																																																																																																
	区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																																																
	知 事	△5%	△30%	△35%																																																																																																																																																																
	副 知 事	△5%	△28%	△33%																																																																																																																																																																
	教育長等	△5%	△26%	△31%																																																																																																																																																																
防災監等	△5%	△25%	△30%																																																																																																																																																																	
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																																																	
知 事	△25%	△5%	△30%																																																																																																																																																																	
副 知 事	△25%	△5%	△30%																																																																																																																																																																	
区 分	削減額			年収																																																																																																																																																																
	答申による削減額	行革による削減額	平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	H19年度	H25年度																																																																																																																																																														
知 事	△125万円	△491万円	△63万円	△679万円	2,614万円	1,935万円																																																																																																																																																														
副知事	△107万円	△304万円	△51万円	△462万円	2,058万円	1,596万円																																																																																																																																																														
区 分	削減額			年収																																																																																																																																																																
	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	平成21・22年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計	H19年度	H25年度																																																																																																																																																														
議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△54万円	△183万円	1,567万円	1,384万円																																																																																																																																																														
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																																																	
知 事	△5%	△12%	△17%																																																																																																																																																																	
副 知 事	△5%	△ 8%	△13%																																																																																																																																																																	
教育長等	△5%	△ 4%	△ 9%																																																																																																																																																																	
防災監等	△5%	△1.6%	△6.6%																																																																																																																																																																	
区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計																																																																																																																																																																	
知 事	△5%	△25%	△30%																																																																																																																																																																	
副 知 事	△5%	△23%	△28%																																																																																																																																																																	
教育長等	△5%	△21%	△26%																																																																																																																																																																	
防災監等	△5%	△20%	△25%																																																																																																																																																																	
区 分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計																																																																																																																																																																
知 事	△125万円	△403万円	△41万円	△569万円																																																																																																																																																																
副知事	△107万円	△252万円	△33万円	△392万円																																																																																																																																																																
区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計																																																																																																																																																																
議 員	△81万円(△5%)	△48万円(△5%)	△35万円	△164万円																																																																																																																																																																
(P21)	<p>3 附属機関等</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進</p> <p>① 附属機関及び要綱等に基づく協議会等について、引き続き新設の抑制、設置の必要性の低下したものの統廃合等を推進する。</p> <p>② 委員報酬額については、行革上の措置として、引き続き日額は20%減額、月額は10%減額とする。</p>	<p>3 附属機関等</p> <p>(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進</p> <p>① (略)</p> <p>② 委員報酬額については、行革上の措置として、日額は16%減額、月額は8%減額とする。</p>																																																																																																																																																																		

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																				
<p>(2) 定員・給与等 イ. 給与 (P25-26)</p>	<p>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</p> <p>(1) 国の要請に基づく給与減額措置 平成25年7月から実施している、国の要請に基づく給与減額措置は、平成25年度末をもって終了する。</p> <p>(2) 本県独自の給与抑制措置 給与抑制措置は平成20年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。</p> <p>(参考) 平成26年度本県独自の給与抑制措置</p> <p>① 給料の減額 全職員を対象に、役職に応じて4.5%～9%減額（地域手当の2%引下げ含む） ・行政職は次のとおり減額 ・他の職種も行政職との均衡により減額</p> <table border="1" data-bbox="498 898 1430 1045"> <thead> <tr> <th colspan="2">[管理職]</th> <th colspan="2">[一般職員]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長・局長級</td> <td>9%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>5%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>8%減額</td> <td>係長・主査・主任級</td> <td>4.8%減額</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>6%減額</td> <td>若手職員</td> <td>4.5%減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 期末・勤勉手当の減額 ア 役職加算・管理職加算を減額 イ 役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→6% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5%</p> <p>③ 管理職手当の減額 管理職全員 20%減額</p>	[管理職]		[一般職員]		部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額	課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額	副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額	<p>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</p> <p>(1) 本県独自の給与抑制措置 (略)</p> <p>(2) 平成27年度本県独自の給与抑制措置</p> <p>① 給料の減額 ア 行政職は平成26年度と比較して、減額措置を管理職は1/5、一般職は1/4縮小 イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小</p> <p>(参考) 平成26年度の減額措置</p> <table border="1" data-bbox="1804 934 2665 1081"> <thead> <tr> <th colspan="2">[管理職]</th> <th colspan="2">[一般職員]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長・局長級</td> <td>7%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>3%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>6%減額</td> <td>班長・主査・主任級</td> <td>2.8%減額</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>4%減額</td> <td>若手職員</td> <td>2.5%減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域手当は含まない</p> <p>② 期末・勤勉手当の減額 役職に応じて、平成26年度と比較して次のとおり減額措置を縮小 局長級以上 2.5%縮小 課長級 3%縮小 主任専門員級以上 2%縮小 班長・主査・主任級以下 減額措置終了</p> <p>(参考) 平成26年度の減額措置</p> <table border="1" data-bbox="1804 1438 2665 1627"> <thead> <tr> <th colspan="2">[管理職]</th> <th colspan="2">[一般職員]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>14%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>4%減額</td> </tr> <tr> <td>局長級</td> <td>13%減額</td> <td>班長・主査・主任級</td> <td>1%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>10%減額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>4%減額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域手当は含まない (役職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→6% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5%</p> <p>③ 管理職手当の減額 (略)</p>	[管理職]		[一般職員]		部長・局長級	7%減額	主任専門員級	3%減額	課長級	6%減額	班長・主査・主任級	2.8%減額	副課長級	4%減額	若手職員	2.5%減額	[管理職]		[一般職員]		部長級	14%減額	主任専門員級	4%減額	局長級	13%減額	班長・主査・主任級	1%減額	課長級	10%減額			副課長級	4%減額		
[管理職]		[一般職員]																																																				
部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額																																																			
課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額																																																			
副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額																																																			
[管理職]		[一般職員]																																																				
部長・局長級	7%減額	主任専門員級	3%減額																																																			
課長級	6%減額	班長・主査・主任級	2.8%減額																																																			
副課長級	4%減額	若手職員	2.5%減額																																																			
[管理職]		[一般職員]																																																				
部長級	14%減額	主任専門員級	4%減額																																																			
局長級	13%減額	班長・主査・主任級	1%減額																																																			
課長級	10%減額																																																					
副課長級	4%減額																																																					

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																		
(2) 定員・給与等 イ. 給与 (P25-26)	<p>④ 職員1人あたりの年収削減の状況（平成19年度との比較）</p> <table border="1" data-bbox="433 699 1537 936"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">削減額</th> <th colspan="2">年収</th> </tr> <tr> <th>行革による削減額</th> <th>勧告（平成21～24年）による削減額</th> <th>合計</th> <th>H19年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>△144万円</td> <td>△51万円</td> <td>△195万円</td> <td>1,189万円</td> <td>994万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△95万円</td> <td>△41万円</td> <td>△136万円</td> <td>964万円</td> <td>828万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>△32万円</td> <td>△29万円</td> <td>△61万円</td> <td>657万円</td> <td>596万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	削減額			年収		行革による削減額	勧告（平成21～24年）による削減額	合計	H19年度	H25年度	部長級	△144万円	△51万円	△195万円	1,189万円	994万円	課長級	△95万円	△41万円	△136万円	964万円	828万円	全職員平均	△32万円	△29万円	△61万円	657万円	596万円	<p>(参考)</p> <p>① 地域手当の支給状況 平成27年度は人事委員会勧告に基づき対前年度0.5%引上げ</p> <table border="1" data-bbox="1730 401 2718 590"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>平成19年度</th> <th colspan="2">平成20～26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>対19年度</th> <th></th> <th>対前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>△2%</td> <td>8.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> <td>△2%</td> <td>5.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>△2%</td> <td>3.5%</td> <td>+0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H25.7～H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置（+2%）を実施</p> <p>② 平成27年度職員1人あたりの年収削減の状況（平成19年度との比較）</p> <table border="1" data-bbox="1730 690 2718 886"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> <th>勧告（平成21～26年）による削減額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>△118万円</td> <td>△39万円</td> <td>△157万円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△77万円</td> <td>△30万円</td> <td>△107万円</td> </tr> <tr> <td>全職員平均</td> <td>△23万円</td> <td>△22万円</td> <td>△45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期末・勤勉手当 H21: △0.35月 H22: △0.20月 H26: +0.15月</p> <p>③ 旅費（宿泊料）の見直し</p> <p>ア 特別職 実費支給（上限16,500円）</p> <p>イ 一般職 国・他府県、民間の宿泊料の支給状況、旅費支給の事務処理を考慮し、宿泊地の区分を現行2区分から4区分に見直す</p> <table border="1" data-bbox="1730 1314 2718 1409"> <thead> <tr> <th>A地域</th> <th>B地域</th> <th>C地域</th> <th>D地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,800円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>8,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地域：県の地域手当1級地のうち政令市（神戸市） 国の地域手当1～5級地のうち政令市 B地域：県の地域手当1級地のうち政令市以外（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市） 国の地域手当1～5級地のうち政令市以外 C地域：県の地域手当2級地（姫路市、明石市、川西市） 国の地域手当6、7級地 D地域：県の地域手当3級地（その他） 国の地域手当非支給地</p>	区 分	平成19年度	平成20～26年度		平成27年度				対19年度		対前年度	1級地	10%	8%	△2%	8.5%	+0.5%	2級地	7%	5%	△2%	5.5%	+0.5%	3級地	5%	3%	△2%	3.5%	+0.5%	区 分	行革による削減額	勧告（平成21～26年）による削減額	合計	部長級	△118万円	△39万円	△157万円	課長級	△77万円	△30万円	△107万円	全職員平均	△23万円	△22万円	△45万円	A地域	B地域	C地域	D地域	11,800円	10,900円	9,800円	8,700円
区 分	削減額			年収																																																																																
	行革による削減額	勧告（平成21～24年）による削減額	合計	H19年度	H25年度																																																																															
部長級	△144万円	△51万円	△195万円	1,189万円	994万円																																																																															
課長級	△95万円	△41万円	△136万円	964万円	828万円																																																																															
全職員平均	△32万円	△29万円	△61万円	657万円	596万円																																																																															
区 分	平成19年度	平成20～26年度		平成27年度																																																																																
			対19年度		対前年度																																																																															
1級地	10%	8%	△2%	8.5%	+0.5%																																																																															
2級地	7%	5%	△2%	5.5%	+0.5%																																																																															
3級地	5%	3%	△2%	3.5%	+0.5%																																																																															
区 分	行革による削減額	勧告（平成21～26年）による削減額	合計																																																																																	
部長級	△118万円	△39万円	△157万円																																																																																	
課長級	△77万円	△30万円	△107万円																																																																																	
全職員平均	△23万円	△22万円	△45万円																																																																																	
A地域	B地域	C地域	D地域																																																																																	
11,800円	10,900円	9,800円	8,700円																																																																																	

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																
<p>(2) 定員・給与等 ウ. 仕事と生活の調和 (P27)</p>	<p>1 多様な働き方の推進 職員が仕事と生活をバランス良く両立させるため、各種支援制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。</p> <p>(参考) 主な制度</p> <table border="1" data-bbox="439 457 1519 808"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 育児休業</td> <td>3歳に達するまでの子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(2) 育児短時間勤務</td> <td>小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)</td> </tr> <tr> <td>(3) 子育て支援休暇</td> <td>中学校就学前の子の看護等を行う場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td>(4) 男性の育児参加休暇</td> <td>妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護休暇</td> <td>要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>(6) 自己啓発等休業</td> <td>公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)</td> </tr> <tr> <td>(7) ボランティア休暇</td> <td>被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 超過勤務の縮減 超過勤務については、効率的な業務執行などにより引き続き、その縮減を図る。</p> <p>(参考) 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理職による適切な業務の進行管理 超勤上限目標(原則:月45時間、年360時間)達成に向けた計画的な業務執行 週休日等の振替制度の活用 超勤代休時間の取得促進 産業医による所属長・職員への助言・指導 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取り組み 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定 <p>3 女性が活躍できる場の拡大 県政の意思決定過程への女性の参画促進を図るため、「第4次男女共同参画県率先行動計画」に基づき、女性の管理・監督職の拡充に向けた取り組みを推進する。</p> <p>(参考) 第4次男女共同参画県率先行動計画</p> <table border="1" data-bbox="468 1612 1469 1789"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(H27.4)</th> <th>実績(H25.4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合</td> <td>6.5%</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>② 行政職新規管理職(7級)の女性割合</td> <td>10.0%</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>③ 行政職新規役付職員の女性割合</td> <td>20.0%</td> <td>22.1%</td> </tr> </tbody> </table>	制 度	概 要	(1) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合	(2) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)	(3) 子育て支援休暇	中学校就学前の子の看護等を行う場合(年5日)	(4) 男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)	(5) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)	(6) 自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)	(7) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)		目標(H27.4)	実績(H25.4)	① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合	6.5%	6.2%	② 行政職新規管理職(7級)の女性割合	10.0%	16.2%	③ 行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	22.1%	<p>1 多様な働き方の推進 (略)</p> <p>(参考) 主な制度</p> <table border="1" data-bbox="1665 457 2745 808"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 育児休業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 育児短時間勤務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 在宅勤務</td> <td>小学校修了前の子を養育する場合</td> </tr> <tr> <td>(4) 子育て支援休暇</td> <td>小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)</td> </tr> <tr> <td>(5) 男性の育児参加休暇</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 介護休暇</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 自己啓発等休業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) ボランティア休暇</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 超過勤務の縮減 (略)</p> <p>3 女性が活躍できる場の拡大 県政の意思決定過程への女性の参画促進を図るため、「第5次男女共同参画県率先行動計画」(H27.3策定予定)に基づき、女性の管理・監督職の拡充に向けた取り組みを推進する。</p> <p>(参考) 女性職員の登用目標</p> <table border="1" data-bbox="1673 1486 2703 1564"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(H32.4)</th> <th>実績(H26.4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局等の管理職に占める女性比率</td> <td>15.0%</td> <td>5.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 第4次男女共同参画県率先行動計画における目標(達成済み)</p> <table border="1" data-bbox="1673 1633 2703 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(H27.4)</th> <th>実績(H26.4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>② 行政職新規管理職(7級)の女性割合</td> <td>10.0%</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>③ 行政職新規役付職員の女性割合</td> <td>20.0%</td> <td>24.1%</td> </tr> </tbody> </table>	制 度	概 要	(1) 育児休業	(略)	(2) 育児短時間勤務	(略)	(3) 在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合	(4) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)	(5) 男性の育児参加休暇	(略)	(6) 介護休暇	(略)	(7) 自己啓発等休業	(略)	(8) ボランティア休暇	(略)		目標(H32.4)	実績(H26.4)	知事部局等の管理職に占める女性比率	15.0%	5.8%		目標(H27.4)	実績(H26.4)	① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合	6.5%	6.5%	② 行政職新規管理職(7級)の女性割合	10.0%	15.5%	③ 行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	24.1%
制 度	概 要																																																																	
(1) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合																																																																	
(2) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)																																																																	
(3) 子育て支援休暇	中学校就学前の子の看護等を行う場合(年5日)																																																																	
(4) 男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)																																																																	
(5) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)																																																																	
(6) 自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)																																																																	
(7) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)																																																																	
	目標(H27.4)	実績(H25.4)																																																																
① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合	6.5%	6.2%																																																																
② 行政職新規管理職(7級)の女性割合	10.0%	16.2%																																																																
③ 行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	22.1%																																																																
制 度	概 要																																																																	
(1) 育児休業	(略)																																																																	
(2) 育児短時間勤務	(略)																																																																	
(3) 在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合																																																																	
(4) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)																																																																	
(5) 男性の育児参加休暇	(略)																																																																	
(6) 介護休暇	(略)																																																																	
(7) 自己啓発等休業	(略)																																																																	
(8) ボランティア休暇	(略)																																																																	
	目標(H32.4)	実績(H26.4)																																																																
知事部局等の管理職に占める女性比率	15.0%	5.8%																																																																
	目標(H27.4)	実績(H26.4)																																																																
① 管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合	6.5%	6.5%																																																																
② 行政職新規管理職(7級)の女性割合	10.0%	15.5%																																																																
③ 行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	24.1%																																																																

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P76-P77)</p>	<p>1 事業費の見直しの考え方 (1) 平成26年度から平成30年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。 (2) 具体的には、平成25年度の通常事業費総額の水準に地方財政計画の投資的経費の水準との乖離率を乗じた事業費を基本額とし、これに平成26年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。 (3) 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）及び県単独事業の事業費は、それぞれの基本額に平成26年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。 （平成26年度地方財政計画の伸び率） 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む） 1.9% 地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く） △4.8% (4) 平成27年度以降は、原則として平成26年度と同額とする。 (5) 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び地域の元気臨時交付金を活用した公共施設の改修事業等を別枠で措置する。</p> <p>2 各年度の投資事業費 (1) 基本の考え方 各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。 (2) 基本額 ① 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む） $1,590 \text{ 億円} (\ast 1) \times 63\% (\ast 2) = 1,002 \text{ 億円} \approx 1,000 \text{ 億円}$ ② 県単独事業 $1,590 \text{ 億円} (\ast 1) \times 37\% (\ast 2) = 588 \text{ 億円} \approx 590 \text{ 億円}$ ※1 投資事業総額の基本額：1,590 億円 $1,543 \text{ 億円} (\text{平成25年度通常事業費}) \times 1.03 (\text{注}) = 1,589 \text{ 億円} \approx 1,590 \text{ 億円}$ (注) 地方財政計画の投資的経費の水準と本県通常事業費総額の水準との乖離率 $1.03 = \frac{48.4 (\text{地方財政計画の投資的経費 [対平成2・3年度中間水準]})}{47.0 (\text{本県通常事業費 [対平成2・3年度中間水準]})}$ ※2 本県通常事業費における国庫補助事業及び県単独事業の直近3年間（平成22～24年度）の平均シェア（補助事業：単独事業 = 63%：37%）</p> <p>(3) 平成26年度以降の投資事業費 ① 国庫補助事業 ア 通常事業費 $(\text{国庫補助事業の基本額}) \times (\text{平成26年度地方財政計画の伸び})$ $= 1,000 \text{ 億円} \times 101.9\% = 1,019 \text{ 億円} \approx 1,020 \text{ 億円}$ イ 別枠加算分 (7) 災害関連等事業 39 億円 台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p>	<p>1 事業費の見直しの考え方 (1) 平成27年度から平成30年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。 (2) 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）及び県単独事業の事業費は、それぞれの平成26年度通常事業費に平成27年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。 （平成27年度地方財政計画の伸び率） 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む） △0.9% 地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く） △1.0% (3) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。 (4) 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成26年8月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用して、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。</p> <p>2 各年度の投資事業費 (1) 基本の考え方 各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。 (2) 平成27年度以降の投資事業費 ① 国庫補助事業 ア 通常事業費 $(\text{平成26年度通常事業費}) \times (\text{平成27年度地方財政計画の伸び})$ $= 1,020 \text{ 億円} \times 99.1\% = 1,011 \text{ 億円} \approx 1,010 \text{ 億円}$ イ 別枠加算分 (7) 災害関連等事業 49 億円 平成26年8月豪雨等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額</p>

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																													
(3) 行政施策 イ. 投資事業 (P76-P77)	(単位：億円)	(単位：億円)																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H26～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,059</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>1,020</td> <td>5,139</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計	通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100	災害関連等事業	39					39	合 計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,059</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>1,010</td> <td>4,089</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040	災害関連等事業	49				49	合 計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089																									
	区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計																																																																								
	通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100																																																																								
	災害関連等事業	39					39																																																																								
	合 計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139																																																																								
	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																																									
	通常事業費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040																																																																									
	災害関連等事業	49				49																																																																									
	合 計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089																																																																									
② 県単独事業	② 県単独事業																																																																														
ア 通常事業費 (県単独事業の基本額) × (平成 26 年度地方財政計画の伸び) = 590 億円 × 95.2% = 561 億円 ≒ 560 億円	ア 通常事業費 (平成 26 年度通常事業費) × (平成 27 年度地方財政計画の伸び) = 560 億円 × 99.0% = 554 億円 ≒ 555 億円																																																																														
イ 別枠加算分 (7) 緊急防災・減災事業費 100 億円/年 (平成 26～28 年度) 平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債 (起債充当率 100%、 交付税措置 70%) を活用し、緊急 3 ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業	イ 別枠加算分 (7) 緊急防災・減災事業費 100 億円/年 (平成 27～28 年度) (略)																																																																														
(イ) 地域の元気臨時交付金事業 74 億円 地域の元気臨時交付金を活用し、公共施設の改修事業などを実施	(イ) 山地防災・土砂災害対策事業 25 億円/年 (平成 27～30 年度) 平成 26 年 8 月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、 自然災害防止事業債 (起債充当率 100%、交付税措置 28.5 %) を活用し、第 2 次山地防災・ 土砂災害対策 5 箇年計画の取組みを拡充実施																																																																														
(単位：億円)	(単位：億円)																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H26～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>地域の元気臨時交付金事業</td> <td>74</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>734</td> <td>660</td> <td>660</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>3,174</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計	通常事業費	560	560	560	560	560	2,800	緊急防災・減災事業	100	100	100			300	地域の元気臨時交付金事業	74					74	合 計	734	660	660	560	560	3,174	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>2,220</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>680</td> <td>680</td> <td>580</td> <td>580</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	通常事業費	555	555	555	555	2,220	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	合 計	680	680	580	580	2,520													
区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計																																																																									
通常事業費	560	560	560	560	560	2,800																																																																									
緊急防災・減災事業	100	100	100			300																																																																									
地域の元気臨時交付金事業	74					74																																																																									
合 計	734	660	660	560	560	3,174																																																																									
区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																																										
通常事業費	555	555	555	555	2,220																																																																										
緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																										
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																										
合 計	680	680	580	580	2,520																																																																										
③ 事業費総額 (①+②)	③ 事業費総額 (①+②)																																																																														
(単位：億円)	(単位：億円)																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H26～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>地域の元気臨時交付金事業</td> <td>74</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,793</td> <td>1,680</td> <td>1,680</td> <td>1,580</td> <td>1,580</td> <td>8,313</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計	通常事業費	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	7,900	災害関連等事業	39					39	緊急防災・減災事業	100	100	100			300	地域の元気臨時交付金事業	74					74	合 計	1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H27～30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業費</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>1,565</td> <td>6,260</td> </tr> <tr> <td>災害関連等事業</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>緊急防災・減災事業</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>山地防災・土砂災害対策事業</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,739</td> <td>1,690</td> <td>1,590</td> <td>1,590</td> <td>6,609</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	通常事業費	1,565	1,565	1,565	1,565	6,260	災害関連等事業	49				49	緊急防災・減災事業	100	100			200	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100	合 計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609
区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計																																																																									
通常事業費	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	7,900																																																																									
災害関連等事業	39					39																																																																									
緊急防災・減災事業	100	100	100			300																																																																									
地域の元気臨時交付金事業	74					74																																																																									
合 計	1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313																																																																									
区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計																																																																										
通常事業費	1,565	1,565	1,565	1,565	6,260																																																																										
災害関連等事業	49				49																																																																										
緊急防災・減災事業	100	100			200																																																																										
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	25	25	100																																																																										
合 計	1,739	1,690	1,590	1,590	6,609																																																																										
	※地方財政計画上、緊急防災・減災事業の事業期間は平成 28 年度まで																																																																														

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																								
(4) 公営企業 イ. 病院局 (p124)	(2) 県立病院の建替整備等 ① 計画的な建替整備等 県民に対し良質な医療を提供していくためには、高度専門医療等の医療機能の充実や施設の老朽化、狭隘化等への対応が必要であることから、厳しい経営状況及び一般会計の負担を踏まえつつ、計画的な建替整備等を行う。 [平成30年度までの整備計画] <table border="1" data-bbox="421 562 1484 1092"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>種 別</th> <th>供用開始</th> <th>備 考（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎総合医療センター(仮称)</td> <td>統合再編整備 (尼崎市東難波町)</td> <td>平成27年度</td> <td>平成24～26年度 建設工事</td> </tr> <tr> <td>こども病院</td> <td>建替整備 (中央区港島南町)</td> <td>平成28年度</td> <td>平成25～27年度 建設工事</td> </tr> <tr> <td>小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設</td> <td>新規整備 (中央区港島南町)</td> <td>平成29年度</td> <td>平成26～27年度 基本設計・実施設計 平成27～29年度 建設工事</td> </tr> <tr> <td>柏原病院</td> <td>建替整備</td> <td>平成30年度 (着工)</td> <td>平成28年度 基本構想・基本計画 平成29年度 設計 ※柏原赤十字病院との統合再編に向けた協議の進捗状況によっては前倒しを検討する。</td> </tr> </tbody> </table> ※ 姫路循環器病センター、がんセンターについては、平成30年度以降計画的に建替整備を行うこととし、整備の方向性の検討に着手する。	病院名	種 別	供用開始	備 考（予定）	尼崎総合医療センター(仮称)	統合再編整備 (尼崎市東難波町)	平成27年度	平成24～26年度 建設工事	こども病院	建替整備 (中央区港島南町)	平成28年度	平成25～27年度 建設工事	小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	新規整備 (中央区港島南町)	平成29年度	平成26～27年度 基本設計・実施設計 平成27～29年度 建設工事	柏原病院	建替整備	平成30年度 (着工)	平成28年度 基本構想・基本計画 平成29年度 設計 ※柏原赤十字病院との統合再編に向けた協議の進捗状況によっては前倒しを検討する。	(2) 県立病院の建替整備等 ① 計画的な建替整備等 (略) [平成30年度までの整備計画] <table border="1" data-bbox="1647 562 2709 1092"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>種 別</th> <th>供用開始</th> <th>備 考（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎総合医療センター(仮称)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>こども病院</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柏原病院</td> <td>統合再編整備</td> <td>平成30年度</td> <td>平成27年度 基本設計・実施設計 平成28～30年度 建設工事 平成30年度 供用開始</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略)	病院名	種 別	供用開始	備 考（予定）	尼崎総合医療センター(仮称)	(略)	(略)	(略)	こども病院	(略)	(略)	(略)	小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	(略)	(略)	(略)	柏原病院	統合再編整備	平成30年度	平成27年度 基本設計・実施設計 平成28～30年度 建設工事 平成30年度 供用開始
病院名	種 別	供用開始	備 考（予定）																																							
尼崎総合医療センター(仮称)	統合再編整備 (尼崎市東難波町)	平成27年度	平成24～26年度 建設工事																																							
こども病院	建替整備 (中央区港島南町)	平成28年度	平成25～27年度 建設工事																																							
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	新規整備 (中央区港島南町)	平成29年度	平成26～27年度 基本設計・実施設計 平成27～29年度 建設工事																																							
柏原病院	建替整備	平成30年度 (着工)	平成28年度 基本構想・基本計画 平成29年度 設計 ※柏原赤十字病院との統合再編に向けた協議の進捗状況によっては前倒しを検討する。																																							
病院名	種 別	供用開始	備 考（予定）																																							
尼崎総合医療センター(仮称)	(略)	(略)	(略)																																							
こども病院	(略)	(略)	(略)																																							
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	(略)	(略)	(略)																																							
柏原病院	統合再編整備	平成30年度	平成27年度 基本設計・実施設計 平成28～30年度 建設工事 平成30年度 供用開始																																							

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																																																																																						
<p>(6) 公社等 (総括) (p135-136)</p>	<p>(2) 給与の見直し</p> <p>① 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、現行の抑制措置を基本とした検討を行う。</p> <p>ア 理事長等の常勤役員 ・給与については、防災監の減額措置を基本に減額（給料月額△7%減額、地域手当△2%引下げ、期末手当△3%減額） ・期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額 ・平成22年4月から、給料について県の再任用職員との均衡を考慮して見直し ・平成24年4月から、平成23年人事委員会勧告の再任用職員の給料引下げ（△0.4%～△0.5%）に準じて引下げ</p> <p>[標準給料月額] (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="448 722 1605 980"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>～H19年度</th> <th>H20～21年度</th> <th>H22～23年度</th> <th>H24年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500,000</td> <td>465,000</td> <td>460,000</td> <td>458,000</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450,000</td> <td>418,000</td> <td>400,000</td> <td>398,000</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400,000</td> <td>372,000</td> <td>360,000</td> <td>359,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況（年収額ベース） (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="448 1052 1605 1415"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>H14年度</th> <th>H15～17</th> <th>H18～19</th> <th>H20～21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th rowspan="2">(B)-(A)</th> </tr> <tr> <th>まで</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度～</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(A)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>(B)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>1,070</td> <td>1,009</td> <td>922</td> <td>819</td> <td>794</td> <td>785</td> <td>781</td> <td>△289 (△27%)</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>919</td> <td>878</td> <td>830</td> <td>737</td> <td>691</td> <td>682</td> <td>679</td> <td>△240 (△26%)</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>844</td> <td>803</td> <td>738</td> <td>655</td> <td>621</td> <td>614</td> <td>612</td> <td>△232 (△27%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を15%減額 [標準給料月額] 240,000円→203,000円</p>	区 分	～H19年度	H20～21年度	H22～23年度	H24年度～	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	465,000	460,000	458,000	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	418,000	400,000	398,000	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	372,000	360,000	359,000	区 分	H14年度	H15～17	H18～19	H20～21	H22	H23	H24	(B)-(A)	まで	年度	年度	年度	年度	年度	年度～		(A)						(B)		大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	794	785	781	△289 (△27%)	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	691	682	679	△240 (△26%)	中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	621	614	612	△232 (△27%)	<p>(2) 給与の見直し</p> <p>① 役員報酬の見直し (略)</p> <p>ア 理事長等の常勤役員 給料については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 防災監と同様に減額措置の縮小を図る。 給料月額：△7%→△6.6% 地域手当：8%→8.5% 期末手当：△25%→△20% (役職に応じた加算の減額：△1/2→△2/5、減額率：△3%)</p> <p>[標準給料月額] (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1685 722 2525 980"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>500,000</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>450,000</td> <td>391,000</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>400,000</td> <td>357,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況（年収額ベース） (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="1685 1052 2754 1360"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H27年度</th> <th rowspan="2">(B)-(A)</th> </tr> <tr> <th>(A)</th> <th>(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>922</td> <td>786</td> <td>△136 (△15%)</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>830</td> <td>683</td> <td>△147 (△18%)</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>738</td> <td>624</td> <td>△114 (△15%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を15%減額、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮 [標準給料月額] H19年度:240,000円 H27年度:200,000円</p>	区 分	H19年度	H27年度	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	450,000	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	391,000	中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	357,000	区 分	H19年度	H27年度	(B)-(A)	(A)	(B)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	786	△136 (△15%)	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	683	△147 (△18%)	中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	624	△114 (△15%)
区 分	～H19年度	H20～21年度	H22～23年度	H24年度～																																																																																																				
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	465,000	460,000	458,000																																																																																																				
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	418,000	400,000	398,000																																																																																																				
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	372,000	360,000	359,000																																																																																																				
区 分	H14年度	H15～17	H18～19	H20～21	H22	H23	H24	(B)-(A)																																																																																																
	まで	年度	年度	年度	年度	年度	年度～																																																																																																	
	(A)						(B)																																																																																																	
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	794	785	781	△289 (△27%)																																																																																																
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	691	682	679	△240 (△26%)																																																																																																
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	621	614	612	△232 (△27%)																																																																																																
区 分	H19年度	H27年度																																																																																																						
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	450,000																																																																																																						
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	391,000																																																																																																						
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	357,000																																																																																																						
区 分	H19年度	H27年度	(B)-(A)																																																																																																					
	(A)	(B)																																																																																																						
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	786	△136 (△15%)																																																																																																					
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	683	△147 (△18%)																																																																																																					
中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	624	△114 (△15%)																																																																																																					

第3次行革プラン（変更案） 新旧対照表

項目	現 行	変 更 後																																					
<p>(6) 公社等 (総括) (p140)</p>	<p>2 主な改革内容</p> <p>(1) 執行体制の見直し (略)</p> <p>(2) 事業の見直し</p> <p>① 兵庫県道路公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 播但連絡道路の料金割引の社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果等を総合的に勘案して検討 西宮北道路について、料金徴収期間を 3 年短縮し平成 29 年度末を目途に無料化を実施 <p>②～⑪ (略)</p> <p>(3) 新たな事業の展開 (略)</p> <p>(4) 県関与の見直し (略)</p> <p>3 各団体の取組内容</p> <table border="1" data-bbox="439 1297 1590 1927"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">兵庫県道路公社</td> <td>(安全・安心の確保等の推進) 橋梁耐震化や遠阪トンネル天井板撤去工事などによる安全・安心の確保や民間施設等と連携した PR を行うなど、有料道路事業の利用促進策を実施</td> </tr> <tr> <td>(播但連絡道路の料金割引) 料金割引社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案して検討</td> </tr> <tr> <td>(西宮北道路の早期無料化) 今後の事業収支や周辺道路の混雑状況を考慮したうえで平成 29 年度末を目途に無料化することとし、県に円滑に移管できるよう道路修繕や必要となる監視・通報設備等の整備を実施</td> </tr> <tr> <td>(利用促進・経費節減の取組みの検証) 利用促進と委託業務の見直しなど経費削減に取り組み、成果を検証しつつ、平成 44 年度の事業終了時における債務を縮減</td> </tr> <tr> <td>(料金徴収期間の延長等の検討) 播但連絡道路の料金割引や新たに必要となった施設の修繕更新等に対応するため、料金徴収期間を延長できるよう国に働きかけを実施</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	取組内容	兵庫県道路公社	(安全・安心の確保等の推進) 橋梁耐震化や遠阪トンネル天井板撤去工事などによる安全・安心の確保や民間施設等と連携した PR を行うなど、有料道路事業の利用促進策を実施	(播但連絡道路の料金割引) 料金割引社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案して検討	(西宮北道路の早期無料化) 今後の事業収支や周辺道路の混雑状況を考慮したうえで平成 29 年度末を目途に無料化することとし、県に円滑に移管できるよう道路修繕や必要となる監視・通報設備等の整備を実施	(利用促進・経費節減の取組みの検証) 利用促進と委託業務の見直しなど経費削減に取り組み、成果を検証しつつ、平成 44 年度の事業終了時における債務を縮減	(料金徴収期間の延長等の検討) 播但連絡道路の料金割引や新たに必要となった施設の修繕更新等に対応するため、料金徴収期間を延長できるよう国に働きかけを実施	<p>2 主な改革内容</p> <p>(1) 執行体制の見直し (略)</p> <p>(2) 事業の見直し</p> <p>① 兵庫県道路公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 播但連絡道路について、平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用 播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備 (略) <p>(参考) 平成 27 年度から適用する料金割引 (ETC 限定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日全線割引を新たに設定 花田本線～和田山の全線を利用した場合、休日割引 30%に 10%加算する <table border="1" data-bbox="1804 743 2599 816"> <thead> <tr> <th>割 引</th> <th>対象車種</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日全線割引</td> <td>軽自動車等・普通車</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 深夜の割引率を引き上げ 中型車以上の割引率を 30%から 40%に引き上げ <table border="1" data-bbox="1804 884 2599 957"> <thead> <tr> <th>割 引</th> <th>対象車種</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深夜割引</td> <td>中型車・大型車・特大車</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する料金割引 <table border="1" data-bbox="1804 989 2599 1098"> <thead> <tr> <th>割 引</th> <th>対象車種</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通勤割引</td> <td>軽自動車等・普通車</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>休日割引</td> <td>軽自動車等・普通車</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～⑪ (略)</p> <p>(3) 新たな事業の展開 (略)</p> <p>(4) 県関与の見直し (略)</p> <p>3 各団体の取組内容</p> <table border="1" data-bbox="1662 1297 2813 1791"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">兵庫県道路公社</td> <td>(安全・安心の確保等の推進) (略)</td> </tr> <tr> <td>(播但連絡道路の料金割引) 平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用 播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備</td> </tr> <tr> <td>(西宮北道路の早期無料化) (略)</td> </tr> <tr> <td>(利用促進・経費節減の取組みの検証) (略)</td> </tr> <tr> <td>(料金徴収期間の延長等の検討) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	割 引	対象車種	割引率	休日全線割引	軽自動車等・普通車	40%	割 引	対象車種	割引率	深夜割引	中型車・大型車・特大車	40%	割 引	対象車種	割引率	通勤割引	軽自動車等・普通車	30%	休日割引	軽自動車等・普通車	30%	団体名	取組内容	兵庫県道路公社	(安全・安心の確保等の推進) (略)	(播但連絡道路の料金割引) 平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用 播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備	(西宮北道路の早期無料化) (略)	(利用促進・経費節減の取組みの検証) (略)	(料金徴収期間の延長等の検討) (略)
団体名	取組内容																																						
兵庫県道路公社	(安全・安心の確保等の推進) 橋梁耐震化や遠阪トンネル天井板撤去工事などによる安全・安心の確保や民間施設等と連携した PR を行うなど、有料道路事業の利用促進策を実施																																						
	(播但連絡道路の料金割引) 料金割引社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案して検討																																						
	(西宮北道路の早期無料化) 今後の事業収支や周辺道路の混雑状況を考慮したうえで平成 29 年度末を目途に無料化することとし、県に円滑に移管できるよう道路修繕や必要となる監視・通報設備等の整備を実施																																						
	(利用促進・経費節減の取組みの検証) 利用促進と委託業務の見直しなど経費削減に取り組み、成果を検証しつつ、平成 44 年度の事業終了時における債務を縮減																																						
	(料金徴収期間の延長等の検討) 播但連絡道路の料金割引や新たに必要となった施設の修繕更新等に対応するため、料金徴収期間を延長できるよう国に働きかけを実施																																						
割 引	対象車種	割引率																																					
休日全線割引	軽自動車等・普通車	40%																																					
割 引	対象車種	割引率																																					
深夜割引	中型車・大型車・特大車	40%																																					
割 引	対象車種	割引率																																					
通勤割引	軽自動車等・普通車	30%																																					
休日割引	軽自動車等・普通車	30%																																					
団体名	取組内容																																						
兵庫県道路公社	(安全・安心の確保等の推進) (略)																																						
	(播但連絡道路の料金割引) 平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用 播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備																																						
	(西宮北道路の早期無料化) (略)																																						
	(利用促進・経費節減の取組みの検証) (略)																																						
	(料金徴収期間の延長等の検討) (略)																																						